

新監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和4年3月22日

新潟市監査委員 高井 昭一郎  
 同 伊藤 秀夫  
 同 五十嵐 完二  
 同 串田 修平

監査結果等に基づく措置

令和3年度第2期定期監査及び行政監査結果報告（令和3年12月23日新監査公表第8号）分

| 監査の結果等<br>(指摘・意見)内容   | 措 置                    |  |                   |
|---|------------------------|--|-------------------|
|   | 措置実施部署                 | 改善措置または対応措置<br>(措置実施日)   | 再発防止措置<br>(措置実施日) |
| <p>《意見》</p> <p>本監査の対象期間中に、技術管理課が、工事発注部署で建設工事の予定価格算定に使用する資材単価の実勢価格を調査するため外部の業者に委託した「令和2年度資材等市況価格調査業務（市独自調査分）」（以下「本件調査」という。）において、全調査項目1,896品目のうち、新規調査項目2種類8品目で、すべて「メートル当たり」で表記しているにもかかわらず、実際には、定尺4メートルの1本当たりの金額を、メートルに換算することを怠ったまま単価として報告していたことが、当該業者からの申告により判明した。これを受けて技術管理課で調査したところ、この誤った単価を使用して工事発注部署が予定価格を算定した26件の工事のうち、24件で既に入札が終わっていたこと、正しい単価を基に予定価格を算定していれば、受注者が異なっていた可能性の否定できない工事が14件あったことが判明した。</p> <p>入札における落札者の決定に当たっては、予定価格が基準となるものであり（地方自治法第234条第3項）、本市契約規則は、「市長は、入札に付する事項の予定価格を仕様書及び設計書又は評価等によって定めなければならない」と規定する（第11条第1項）。</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条の規定に基づいて定められた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）第2・4・（1）においては、「予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、（中略）適正な積算を行うものとする」ことがうたわれており、予定価格の適正な積算は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進のために最も基本となる事柄であるといえる。</p> <p>本件では、調査を受託した業者のミスに由来するとはいえ、工事に用いられる資材の単価の設定に誤りがあったことで、工事発注部署が実施した入札で、落札者や契約価格の決定を左右する予定価格が、適正でない積算を基に算出されるという重大な結果に直結しており、今回の案件が与えた影響は軽視できないレベルに達している。資材の市況価格の調査結果の誤りがあった場合において、今回はたまたま生じなかったものの、本来あるべき予定価格を超えた額で入札した業者が落札したり、最低制限価格に達しない額で入札した業者が落札したりするような、入札結果が違法となるという極めて不当な事態さえ発生しうることを考えれば、市況価格の調査に誤りがあった場合におけるリスクが極めて大きなものであったことは明らかである。技術管理課がこのようなリスクの大きさを認識していたのか、そのリスクに対して十分な対策を講じてきたのかという点について、同課に対して猛省を促しておく必要を覚える。その意味で、本件に対する監査結果として、指摘事項とするとの判断も十分にありえたと考えられる。</p> <p>しかし、本件調査を委託した技術管理課が行った検証を見ると、前年度と同様の資材については価格変動率を算出し、その単価の妥当性を検証している。一方、新規資材については比較対象がないことに加え、本件調査の受託業者が価格調査過程を原則非公開としており、このためにその単価の妥当性を検証することができなかったと報告されている。行政が特定の分野における専門的調査という時間のかかる作業を逐一自ら行うことは不効率と評価される側面もあり、一定範囲の事項について費用対効果を考えて業者に任せざる必要は否定できないし、当該業者が長年調査業務を受託して誤りのない報告を継続してきたとみられることからこれを信頼した点にやむを得ない点もあったと考えられる。これらに加えて上記に指摘したような、本来あるべき予定価格を超えた額で入札した業者が落札したり、最低制限価格に達しない額で入札した業者が落札したりするような明らかに違法な事態が発生したわけではないことを総合考慮した結果、監査委員は、協議の上、本件における「法令等に違反し、又は不当と認められる」ことの程度が「著しい又は重大である」には該当しないものと判断して、今回に限り注意事項として整理することとした。</p> <p>当該業務は、工事発注部署が予定価格の算定に使用する資材単価の重要な調査であり、今後も必要不可欠な業務であって、単価を誤った場合の影響は広範囲に及ぶものとなる。それを考えると、受託業者が価格調査過程を原則非公開としたことが今回業者の成果物に対する技術管理課による単価の妥当性の検証を妨げたことに関連して、業者がかかる非公開という態度に徹したことが、本当に業者の正当に守られるべき権利の現れだったといえるのかどうかという点にも、検証の目を向ける必要がある。</p> <p>いずれにせよ、技術管理課においては、本件の発生を契機に、このような誤りを二度と起こさないよう当該業務におけるリスクの大きさをあらためて認識するとともに、特に新規資材については、その単価の根拠が確認できる資料の提出を求めるなど、業者の市況価格調査の結果の妥当性を独自に検証できる体制を構築し、再発防止を徹底するよう求めるものである。</p> | <p>都市政策部<br/>技術管理課</p> | <p>1 新規調査項目について、業務委託の受注者に次の対応を求め、対応措置済みであることを確認した。<br/>                 ① 調査先回答に単位に関する注記があった際には、その旨をチェック実施者が調査担当者に書面で伝達する。<br/>                 ② 価格を決定する集計表にて、依頼単位と調査先回答単位の違いの有無のみをチェックする工程を追加する。<br/>                 ③ ヒューマンエラー防止対策として、システムで機械的にチェックする機能を追加する。</p> <p>（令和3年11月24日）</p> <p>2 工事担当部署等を含め、複数の職員による価格の妥当性の確認を求めることとした。</p> <p>（令和3年8月28日）</p> |                   |